

# けやき通り

ゆら・山崎法律事務所 第27号  
発行 / 2013年10月15日

憲法九条を守るわかやま県民の会  
事務局長

対談

- ゆら・山崎法律事務所 ● ☎ 640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の2 新橋ビル6階
- TEL 073-433-5551 FAX 073-433-5567 <http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>
- 発行責任者／織部利幸

今回は、「憲法九条を守るわかやま県民の会」の事務局長をされている里崎正さんと山崎和友弁護士の対談です。県民の会は、「改憲勢力による憲法改悪の危険な動きが急速にすすむもどで、憲法と9条を守るたたかいを和歌山県下で大きく発展させるために、2004年11月3日に結成され」(同会のHPより)、学習会や署名・宣伝行動に取り組んでいます。

山崎弁護士は、「憲法9条を守る和歌山弁護士の会」の3人の代表世話を1人です。同会は、5月3日の憲法記念日に憲法9条「改正」に反対する統一街頭署名行動とアピール行進をおこなうなど、憲法9条を守ろうと呼びかけています。

さとざき ただし  
**里崎 正さんと**



憲法九条を  
守りましょう!!

山崎 「先の参議院選挙で、改憲を掲げる自民党が多数の議席を得ました。今、憲法9条が大きな危機にたたかれていますね」と言えますね」

山崎 「そうですね。しかし、

動しました」

マスコミのアンケートなどをみると、景気回復は多くの国民が望んでいても、改憲を望んでいる国民は決して多いとは言えません」

山崎 「改憲に賛成の人の中でも、自民党が変えようとしている『憲法改正草案』の内容やその危険性を知っている人は多くないと思います。まず、世界的にも誇れる現在の憲法の素晴らしさをよく理解する必要があると思いますね」

山崎 「署名行動をしていると、他国からの干渉に対抗するために軍隊は必要だと思ふし、けれど、戦争はあかんわな!」と言う人がおられました。私たちは憲法がどのようにして平和を築こうとしているのかをよく理解しなければならないですね」

山崎 「政府は、改憲手続をやりやすくするために、発議要件を引き下げ(衆参各議院において、総議員の三分の二以上を過半数に変更)

里崎 「私も改めて憲法を読み、その内容の素晴らしさを再認識しました。主権者である國民が國家権力を制限し、私たちの暮らしや権利を守る上でとても大切な内容が、定められていると感

山崎 「政府は、改憲手続をやりやすくするために、発議要件を引き下げ(衆参各議院において、総議員の三分の二以上を過半数に変更)

# 集団的自衛権の容認は許されない



集団的  
自衛権とは  
他国が武力攻撃を受けた場合、自国の実体的権利が侵されなくとも、他国を援助するために武力を行使する権利。政府は「憲法上、行使できない」と解釈してきた。

ようとしている。これには、改憲に賛成する人の中でも反対の声がありますね」  
**里崎**「本当に憲法を変える必要があるのなら、しっかりと論議をふまえて多くの国会議員が納得をした上で提案すればよいのに、議決要件のハードルを下げようとするのは邪道と言えますよね」

**山崎**「それだけではなく、今まで長年、憲法の下では認められないというのを、政府の憲法解釈を担つてきな閣僚局長官を、集団的自衛権を認める人物に交換させてまで、従来の解釈を変えようとしています」

**里崎**「政府は、なんとしても戦争ができる国にしようとしないで、集団的自衛権を認められる人の中でもうという世論をもつと、もつと大きくしなければなりませんね」

**山崎**「そうです。県民の会は、今後も、憲法の学習運動をさらに広げ、全県的な署名活動も強め、憲法を守ろうという県民の輪を大きくしていきたいと思っています」

**山崎**「共に頑張りましょう」

## 第10回 市民法律講座

当法律事務所は、市民の皆様が様々な法律知識を学べるための『市民法律講座』を開講しています。

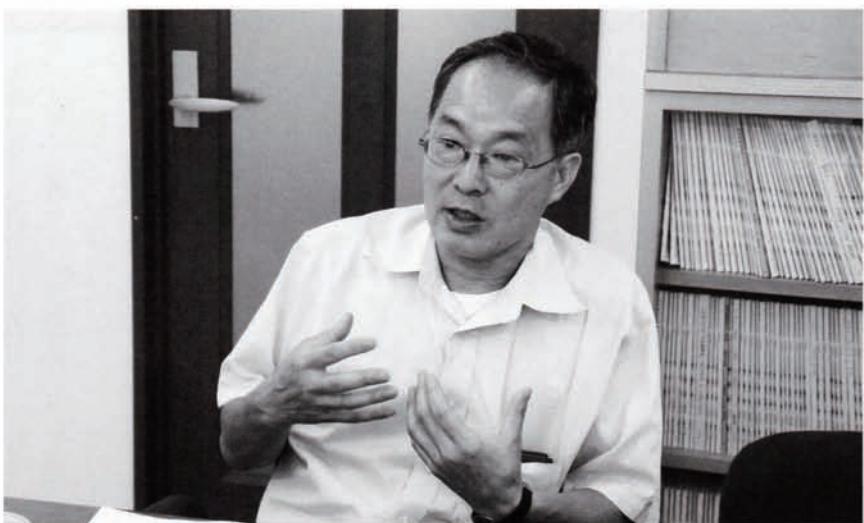
これまで、「遺言・相続」「成年後見制度」、「職場に関する問題」「不動産・住居」「医療事故」「交通事故」「夫婦・親子の問題」「多重債務の解決方法」「債権回収」などをテーマに開催しました。

第10回は「借地・借家・賃貸住宅に関する法律知識」をテーマにおこないます。

皆様お気軽にご参加ください。

〈テーマ〉「借地・借家・賃貸住宅に関する法律知識」  
〈日 時〉2013年11月22日(金)  
〈場 所〉新橋ビル8階B会議室  
〈講 師〉山崎和友 弁護士

※ 参加費は無料(事前申込みは不要)講座終了後、無料法律相談も実施。電話でご予約ください。



## 戦争ができる国にしてはならない



「生活保護基準引き下げがもたらすもの」



弁護士  
由良 登信

気を節約するというようにして、ギリギリの生活をしているところへの今回の大幅引き下げは、生存権を犯すものです。(しかも消費税増税の追い打ちが待っています。) その影響は、生活保護基準を目安にして利用

保護基準額は「最低生計費」の七割程度の低い水準に押さえられてきました。ところが、今年の八月から、過去に例を見ない生活保護基準の大大幅な引き下げが強行さ

**憲法**五条は、すべての国民に、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、国家にその保障を履行するよう義務付けています。

れ出しています。生活保護費を三年間で総額六七〇億円削減するというもので、受給額

条件を設定している就学援助（公立小中学生の一五七万五千人の児童が利用）、生活福祉資金貸付制度（三万世帯が利

(三一〇〇万人)に課税される人が出てきます。また、「最低賃金」にも影響が出てきます。

ないと明言していた内閣法制局の見解を、その長官を据え変えることで変えようとする動きのことです。

## 「憲法連続講座を開催」



弁護士  
丸山 哲

憲法連続講座は、7月の参議院選挙で自民党が多数の議

保護基準額は「最低生計費」の七割程度の低い水準に押さえられてきました。

これにより、都市部の夫婦  
二%減の二回の引き下げがあ  
りましたが、今回の六・五%  
減が前例のないいかに大きな  
引き下げであるかわかります。

ところが今年の八月から過去に例を見ない生活保護基準の大幅な引き下げが強行さ

これにより 都市部の夫婦  
と子ども二人の四人世帯では、保護費が月二万円の減額、  
四〇才単身世帯では七〇〇〇円の減額となります。

法協) という団体の和歌山支  
部事務局長を務めています。

法改定議論が高まるのではなく、いかという危機感の中、急速に開催を決定し、準備を進めたものです。そして、このような危機感のまま現憲法を維持するにせよ、改定するにせよ、国民的議論を尽くすことなく、権力者(政府)が都合よく憲法を変更することとは許されません。

七〇〇〇円というのは  
一週間分の食費に相当す  
る額です。食事回数を減

らす、入浴を減らす、電気を節約するというようにして、ギリギリの生活をしているところへの今回の大引き下げは、生存権を犯すものです。(しかも消費税増税の追い打ちが待っています。)

その影響は、生活保護基準を目安にして利用



講座の質疑応答・意見では、特に、なし崩し改憲の動きに対する懸念について、大きな問題意識を多くの参加者が持たれていたことが印象的でした。なし崩し改憲の動きとは、これまでずっと集団的自衛権の行使を認め

ホームページを開設しています!!

ぜひご覧下さい。



<http://www.yura-yamasaki-hourity.jp/>

ゆら・山崎法律事務所

検索

## 事務局より



織部利幸  
事務局長

9月に高校生の就職にかかるシンポジウムに参加しましたが、就職をめぐる状況の厳しさを痛感しました。

私たちは、よく、子どもたちに「夢や希望をもとう」と話します。それだけに、私たち大人は、子どもたちが「夢や希望をもてる」社会にしていかねばならないと思います。



岸 真美

私は、いつも朝コップ1杯の水を飲みます。きっかけは、健康にいいからと聞いて飲むようになりました。それ以外では、あまり日常生活では小まめに水分を補給することはなかったのですが、今年の夏はあまりにも暑くて、新聞でも「水分補給」「熱中症」などの記事やニュースで「自動販売機の水が売り切れていて買えなかつた」とか聞きました。

今年は、私も暑さ対策としてできるだけ水分補給を心がけ、ペットボトルの水をカバンに常備していました。最近、随分涼しくなってきましたが、このまま水は常備して健康に気をつけたいと思います。



佐武彩子

憲法や原発関係のニュースを聞いて、ある児童書を思い出しました。物語は、「チョコレート」と言うだけで犯罪になる変な町が舞台です。この悪法は、大多数が「通るはずがない」と当然思い、「反対」の意思を示さず、なりゆきにまかせたことにより通ってしまいました。

今の日本は、この町と同じではないかと感じます。物語のように、何もしなかったことを嘆くことのない様、一票や一筆として、自分の意志をきちんと示さなければと思います。



田縁朱都

今年は、いただいたトマトの苗と種から育てたレタスを水耕栽培しました。去年、プランターで育てたものよりも大きく育ちましたが、さすがに猛暑には勝てずにお盆過ぎには枯れてしまいました。私も猛暑に勝てず、夜中ずっとクーラーをつけていましたが、やっと秋らしくなってきたのでホッとしています。みなさんも夏の疲れが出てくるころだと思います。くれぐれも体調には留意して下さい。



鬼頭直子

先日、「携帯電話」から「スマホ」に鞍替えしました。画面に直接タッチして操作することに最初はあたふたしましたが、ようやく慣れてきました。私は電車通勤なのですが、電車の中はスマホをいじる人・人。あちらこちらで「ピンポン」(ラインの音)。私も自分ではないかと、とっさにカバンをごそごそ。「このまではスマホに支配されてしまう」と思いつつ、ラインやゲームの点数稼ぎに没頭してしまう今日この頃です。



高橋千春

夏が始まる前に、大玉・中玉のトマトの苗を頂きまして、育てていたのですが、この記録的な猛暑のなか、立派な実をつけてくれました。暑かったためか、栄養が足りなかったのか、大玉は中玉に、中玉は小玉になっていました。日差しを目一杯浴びていたせいか、市販のものよりトマトの皮が固くなっていましたが、甘みがあり美味しく頂きました。

野菜を収穫するたび、その出来具合や味を見て、農家の皆さんにはプロなんだなあと感じてしまいます。

## 編集後記

今号の対談のテーマは、「憲法」。今、憲法が戦後最大の危機に直面していると言われます。

「憲法は押しつけられたものだから、自分の手で作り直す?」「60年以上前につくられた憲法は時代に合わない?」「他国の脅威から日本を守るために軍隊をもつべき?」…「憲法は、国民が国家権力をしづらの鎖。権力者の都合の良いように変えてはだめだ!」「憲法は人類の進歩の成果の上に立ってつくられたもの。今でも輝く内容」「憲法の平和主義が、日本の平和を守ってきた。9条は『宝』だ」…。

今、日本の未来を私たち国民が真剣に考えるときだと思います。

## 無料法律相談実施中!!

### 〈夜間の無料法律相談〉

毎週木曜日の夜間  
午後5時30分～午後7時

### 〈昼間の無料法律相談〉

毎週金曜日の昼間  
午後1時30分～午後4時30分

どちらも、祝日はお休み  
お申し込みは予約制となります。  
相談希望日の前日までに事務所へお電話ください。

